西宮市資格取得支援事業委託業務の

受託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた市民や離職の恐れのある市民 の急増が予想される。

こうした市民の就職活動が円滑に進むよう支援するため、受託事業者は、本市就労支援事業「Re:work にしのみや」と連携のもと、求職者に対し、就職やより条件の良い職業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための資格取得講座(以下、「講座」と略する。)を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

西宮市資格取得支援事業委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日(※)~令和5年3月31日

※業務実施を令和4年6月1日以前に開始できるよう、契約締結日を設定する。 上記期間を契約期間とするが、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、契約を

締結できるものとする。

(4) 契約予定上限額(予算上限)

金額 5,000,000円(税込)以内 (最低基準額(非公表)あり) 提案は、委託料の上限額以内で提案すること。

3. 参加資格要件

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- ① 西宮市から指名停止の措置を受けていない業者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないものであること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法に基づく更生計画の認可を受けているものを除く。)
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。(民事再生法に基づく再生計画の認可を受けているものを除く。)
- ⑤ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例の規定に違反しないもの
- ⑥ 租税公課における滞納等がないこと。

- ⑦ 宗教活動・政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。
- ⑧ 個人情報の保護について、西宮市の施策に準じた措置を講じることができること。
- ⑨ 西宮市個人情報保護条例を含む関係法令並びに西宮市情報セキュリティ方針及び西宮 市情報セキュリティ対策基準書を遵守できること。
- ⑩ その他公序良俗に反さないこと。

4. スケジュール

項目	日程	該当様式
①参加申込書等受付開始 (HP公	令和4年1月31日(月)	様式第1、2号
開)		
②質問書の提出期限	2月14日 (月) 17時まで	様式第3号
③質問書への回答(HP公開)	2月17日 (木)	
④参加申込書等提出期限	2月25日 (金) 17時まで	
⑤企画提案書等の提出期限	3月3日 (木) 17時まで	様式第4号
⑥選定委員会の実施	3月25日(金)	
(プレゼン・ヒアリング審査)	(詳細は別途、応募者に通知)	
⑦選定結果の通知	3月28日 (月)	
	(別途、選定委員会出席者に通知)	
⑧契約締結	3月末~4月上旬	
⑨委託業務の開始 (講座公開日)	6月1日(水)以前	

5. 応募方法

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

① 提出期限:令和4年2月25日(金)17時必着

② 提出方法:持参または郵送

③ 提出部数:1部(正本1部)

④ 提出書類:次のとおりとする。

a (様式第1号)参加申込書

b 法人概要

※団体の定款・規約・会則、構成員名簿、予算書、事業計画書に相当する資料を含む。

c (様式第2号)委任状

※ただし、本事業において代理人を置く場合のみ提出するものとする。

(2) 質問等の受付

本プロポーザルの内容について質問等がある場合は、質問書(様式第3号)を以下の期限までに提出すること。

① 提出期限: 令和4年2月14日(月)17時必着

- ② 提出方法: 件名を「(事業者名) プロポーザルに関する質問(事業者名)」として、電子メールにて質問書を提出すること。(送信先: kinrou@nishi.or.jp)
- ③ 回答期日:令和4年2月17日(木)
- ④ 回答方法:令和4年2月17日(木)を目途に市ホームページに掲載します。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限:令和4年3月3日(木)17時必着
- ② 提出方法:持参または郵送
- ③ 提出書類:
 - a 企画提案書(任意様式) 10部(うち事業者名を抜いたものを9部)
 - b (様式第4号) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書 1部
 - c (様式第5号) 見積書(封をした状態) 1部
 - d 講座動画のサンプル DVD (任意提出) 1枚

(4) 提出先・問い合わせ先

西宮市 産業文化局 産業部 労政課

住 所:〒662-0912 西宮市松原町2番37号 勤労青少年ホーム1階事務室

電 話: 0798-35-5286 FAX: 0798-34-2888

受付時間:平日9時~17時

電子メール: kinrou@nishi.or.jp

担当者:真嶋·上田

※土・日・祝日及び上記受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(5) 提出書類作成について

- ① 企画提案書
 - a 「6. 選定に関する事項 (4)審査項目」に沿った提案内容とすること。
 - b 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとする。
 - c 項目に応じてインデックスを付け、ファイルに綴じる。
 - d 事業者名を抜いたものについて、社名を「●●」とするなど、提案者が特定されないようにすること。
- ② 見積書について
 - a 本事業に係る一切の経費を見積ること
- ③ 講座動画のサンプル(任意提出)
 - a PC で再生可能な電子記録媒体 (DVD) で提出
 - b 必要により選定委員会で視聴します。(プレゼン時間に含めない)

(6) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、 「西宮市情報公開条例」に基づいて、提出書類等を公開することがある。
- ② 本プロポーザルに係る費用は、参加事業者の負担とする。
- ③ 本業務の全てを第三者に再委託することは認められない。
- ④ 提出された書類等は返却しない。
- ⑤ 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員から要請のあったものについては、この限りではない。

6. 選定に関する事項

(1) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容を総合的に評価・審査し、 受託事業者を選定する。

- ① 審査はプレゼンテーション・ヒアリング審査等により行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、プレゼンテーションは実施しない場合がある。

(2) 選定方法

受託事業者の選定は、西宮市資格取得支援事業委託業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という)の審査において選定する。

- ① 企画提案書等提出書類及び、プレゼンテーション・ヒアリング審査の内容を評価し、合計点数が高い事業者を受託事業者として選定する。同点である場合は、委員長の採決による。
- ② 選定委員会は審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。
- ③ 評価点が60点以上の受託候補者を選定する。

(3) プレゼンテーション

① 実施日

令和4年3月25日(金)(詳細は別途、応募者に通知)

- ② 実施時間
 - 1事業者につきプレゼン5分、質疑応答等10分程度とする。
- ③ その他
 - a 審査は、提出された企画提案書をもとに選定委員会において検討を行う。 提出書類に記載のない追加提案や追加資料の配布は禁止とする。
 - b 西宮市からのヒアリング (状況により実施する場合あり) の実施結果等も参考する場合がある。
 - c 欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。
 - d 実際に実務を行う担当者も出席すること。

(4) 審査項目

内 容	詳 細	配点
団体の概要	①団体の主な事業実績	5
	②同種業務の実績(令和元年4月1日以降の実績)	5
基本方針	・事業に対する考え方 ・情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置 ・公共性・公益性の確保についての考え方	5
本事業の推進体制	①業務を達成するために必要な人材や体制を有しているか。 またはその確保方法が具体的であるか	5
	②スケジュールが具体的で合理的なものであるか	5
提案内容の優秀さ※	①提案内容の的確性と実現性 (業務の実施についての提案)	1 5
	②提案内容の的確性と実現性 (講座内容の提案)	4 5
	③広報・周知方法	5
見積額	(最も低い提案金額/当該提案金額)×配点(10点)	1 0
合 計		1 0 0

※「提案内容の優秀さ」については、仕様書「3.業務内容(1)委託業務、(8)講座の内容」についての提案等により審査

(5) 選定結果の通知

- ① 選定結果については、全ての応募者に文書で通知し、西宮市ホームページに公表する。
- ② 選定に関する異議等は受け付けない。

(6) 契約に関する事項

- ① 審査により企画提案書が採用された事業者は、内定扱いとする。受託事業者に選定された事業者と西宮市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。
- ② 契約にあたっては、西宮市が定めた契約書を使用する。
- ③ 西宮市のホームページ (ページ番号: 85195192) の「事業者向け情報>入札・契約>入 札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書(契約約款)・特約・誓約書」の「業務委 託契約書(契約約款) 特約含む」を閲覧のうえ、事前に記載内容を確認しておくこと。

(7) 失効及び無効

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 前記「3. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積書の見積額が前記「2.(4)契約予定上限額」を超えている場合